

海上における工事・作業、行事許可申請の手引き



第九管区海上保安本部交通部航行安全課
令和8年3月作成



北陸の「海」と「生活」を結ぶ。

第九管区 **航行安全課**

第九管区海上保安本部交通部

----- 本手引きについて -----

本手引きは、第九管区海上保安本部管内(新潟県、富山県、石川県)の港則法適用港において、初めて工事・作業や行事を行おうとする方など、港則法に基づく申請手続きが不慣れな方などを対象として作成したものです。

工事・作業や行事と言っても、その規模や場所・範囲など様々であり、本手引きで全てを網羅的かつ詳細に記載することはできませんが、申請時の留意点や標準的な申請書の記載方法などを取り纏めたものとなっています。

なお、港ごとに港の形状や船舶交通の環境などが異なり、必要な書類等が異なる場合がありますので、手続きに不安な方は、本手引きを一読のうえ、申請先の保安部署に早めにご相談ください。

最後に、本手引きが皆さまのスムーズな申請手続き及び工事・作業や行事を行う際の安全確保のお役に立てば幸いです。

第九管区海上保安本部

交通部航行安全課

－ 目次 －

第1章	<u>はじめに</u>	
1	<u>港則法概説</u>	4
2	<u>港則法が適用される港(第九管区海上保安本部管内)</u>	5
3	<u>申請窓口等</u>	6
4	<u>審査基準及び標準処理期間</u>	7
第2章	<u>工事・作業許可申請</u>	
1	<u>工事・作業許可申請の留意点等</u>	8
2	<u>申請書記載要領</u>	9
3	<u>申請書「別添」の記載要領</u>	12
第3章	<u>行事許可申請</u>	
1	<u>申請が必要な行事等</u>	27
2	<u>申請書記載要領</u>	28
3	<u>申請書「別添」の記載要領</u>	31
第4章	<u>内容変更手続き</u>	
1	<u>許可後の内容変更手続き</u>	40
2	<u>申請書類記載要領</u>	41
	<u>巻末資料</u>	42

第1章 はじめに

1 港則法概説

この章では、港則法の概要や港則法に基づき許可が必要となる工事・作業等について解説します。



港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的に、昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

港内で行われる工事・作業又は行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、港則法第31条、第32条により港長等の許可が必要となります。

港則法は、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規であり、港内の海上交通取締り法規でもあることから罰則規定があります。

工事・作業や行事を行うときに許可が必要となる港則法の根拠条文は、次のとおりです。

工事・作業の許可<港則法(抄)>

第三十一条第一項

特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第四十五条

第三十一条の規定は、特定港以外の港について準用する。

行事の許可<港則法(抄)>

第三十二条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。



港内は、外洋と比べて狭く、多くの船舶で混雑していますので、港を利用するすべての船舶が安全に利用できるよう、工事・作業等を行う場合も必要な安全対策を講じたうえで、許可を受けなければならないという特別なルールが定められています。

2 港則法が適用される港(第九管区海上保安本部管内)

港則法が適用される港は、同法第2条に基づき政令で定められており、このうち、喫水の深い船舶や外国船舶が常時入出港する港を「特定港」と定めています。

特定港においては、法律の執行機関として港長を配置するとともに特別なルールが付加されています。

令和8年1月現在、港則法が適用される港は、全国に500港(うち特定港87港)ありますが、第九管区海上保安本部管内の港則法が適用される港は、以下のとおりです。

・新潟県内(法適用港10港、うち特定港3港)

岩船港、新潟港、寺泊港、柏崎港、直江津港、能生港、姫川港、両津港、羽茂港、小木港

うち、特定港は、新潟港、直江津港、両津港

・富山県内(法適用港3港、うち特定港1港)

魚津港、伏木富山港、氷見港

うち、特定港は、伏木富山港

・石川県内(法適用港9港、うち特定港2港)

七尾港、穴水港、宇出津港、小木港、飯田港、輪島港、福浦港、滝港、金沢港

うち、特定港は、七尾港、金沢港

港則法第三十一条に規定される工事・作業の許可は、港則法第四十五条の規定により特定港以外の港においても準用されていますので、港則法が適用されるすべての港で許可申請が必要となります。

必ず、施工前に法適用の有無について確認をお願いします。



3 申請窓口等

工事・作業等を行う港によって、申請書の申請窓口等が異なりますので、事前に確認をお願いします。

各港の港長、海上保安部長に必要書類を添えて下記窓口に申請してください。

(1)申請あて先及び窓口等

・特定港

港名	宛名	提出窓口	連絡先(電話番号)
新潟港	新潟港長	新潟海上保安部交通課	025-244-1008
両津港	両津港長	佐渡海上保安署	0259-27-0118
直江津港	直江津港長	上越海上保安署	025-543-4118
伏木富山港	伏木富山港長	伏木海上保安部交通課	0766-44-0196
金沢港	金沢港長	金沢海上保安部交通課	076-267-0511
七尾港	七尾港長	七尾海上保安部交通課	0767-53-7118

・特定港以外の適用港

港名	宛名	提出窓口	連絡先(電話番号)
岩船港、寺泊港	新潟海上保安部長	新潟海上保安部交通課	025-244-1008
小木港、羽茂港	新潟海上保安部長	佐渡海上保安署	0259-27-0118
柏崎港、能生港、 姫川港	新潟海上保安部長	上越海上保安署	025-543-4118
魚津港、氷見港	伏木海上保安部長	伏木海上保安部交通課	0766-44-0196
福浦港、滝港	金沢海上保安部長	金沢海上保安部交通課	076-267-0511
穴水港、輪島港	七尾海上保安部長	七尾海上保安部交通課	0767-53-7118
宇出津港、小木港、 飯田港	七尾海上保安部長	能登海上保安署	0768-62-3118

・受付時間:月曜から金曜(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

4 審査基準及び標準処理期間

申請のあった行為を許可するか否かの判断を行う基準及び申請を受理してから結論(許可・不許可などの処分)を出すまでの目安の期間を定めて公表しています。

行政手続法第5条及び同法6条に基づき定めている審査基準及び標準処理期間は、下表のとおりです。

条項	処分の内容	審査基準	標準処理期間
港則法 第31条 第1項	工事・作業の許可	当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。 (1)許可に付された条件や指導事項を遵守することにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。 (2)災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的におこなわれるものと認められること。	1ヶ月以内
港則法 第32条	行事の許可	当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。 (1)船舶交通の安全上支障を生じさせるおそれのない計画であること。 (2)現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確立されていること。 (3)秩序ある行動がとれる体制にあること。 (4)行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適当であること。 (5)事故発生時の対策が適当であること。 (6)関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適当であること。	1ヶ月以内

標準処理期間は、1ヶ月以内としています。
予定通りに着工(作業開始)できるよう、早めの申請をお願いします。
なお、提出が遅れる場合には、提出窓口への早めの相談をお願いいたします。



第2章 工事・作業許可申請

1 工事・作業許可申請の留意点等



この章では、工事・作業を行う際に必要な許可申請の留意点や申請書の記載方法等について、ポイントを解説していきます。

- 港内または港の境界附近において、岸壁築造工事、海底掘削工事、起重機による重量物荷揚げ作業、沈船引揚げ作業及び潜水作業など、一定の水域が占有され、また、作業船等が直ちに移動できないなど船舶交通の安全及び港内の整頓が阻害される行為を行う場合には、港長からの許可が必要となります。
- 船内の清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船内に限られるものや船舶の離着岸や荷役等通常港内で行われる行為は除外されているほか、閉鎖された海域で行う作業や船舶が往来できないほど水深の浅い海域で行う作業など、船舶交通の与える影響が、極めて小さい作業については、許可の対象とならない場合もあります。
- 定置網、かき筏、養殖筏、漁礁等の漁業に関する工作物を設置する場合、工事又は作業に該当します。
- 陸上において組み立てられた筏(例:竹又は木材、鋼製フローター、プラスチック製パイプ等でいかだ状に組んだもの)を曳航して係留する場合は、港則法第34条に基づき第11号様式「竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書」で、各港域を管轄する海上保安部署に申請をお願いします。
- 申請は、書面又は電子メールとなっております。
標準処理期間を考慮のうえ、十分な余裕をもって申請するようお願いします。
- 大規模な工事・作業(例:航路内に大型起重機船を配置する作業など、可航幅を大きく制限する作業)を行う場合には、計画段階から事前に管轄する海上保安部署へ作業内容等を相談するようお願いします。
- 許可書の受取については、許可がおりた旨の連絡を受けたのち、申請した海上保安部署で着工前までに受取りをお願いします。
- 提出先の海上保安部署が遠方等で許可書の郵送を希望する場合には、あらかじめ電話等で相談のうえ、申請書提出時に切手付の返信用封筒を同封のうえ申請をお願いします。



許可が必要な工事・作業に該当するか否かの判断は、各港を管轄する海上保安部署で判断します。

ご不明な点は、事前にお問い合わせください。

2 申請書記載要領

工事または作業を行う際の許可申請は、以下の様式を使用し、必要な資料を添付して申請してください。

工事・作業許可申請書 <第9号様式>

(工事・作業又は行事)許可申請書

年 月 日

港長 殿
(特定港以外の港にあっては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所
(区域を示す図面を添付すること。)

4 方法
(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 その他
(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(表面)

(第9号様式)

注意

- この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 申請書は、1通提出すること。
- 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

(裏面)

初めて申請をされる方や申請書類の作成に慣れていない方、或いは、比較的広範囲で行う工事や工法が複雑な工事等を申請をされる方は、直接、申請窓口にお越しいただき、申請いただくことをお勧めします。

また、電子メールや郵送で申請される場合には、電話等で内容の確認等を行うこととなりますので、いつでも連絡がとれる電話番号等の記載をお願いします。



申請書の拡大版は、本書の巻末資料資料1にも掲載しています。
また、電子データは、海上保安庁のホームページからダウンロードできます。
<https://www.kaiho.milt.go.jp/ope/apply/info.html>

(1) 目的及び種類

目的は、工事・作業の目的を簡潔に記載してください。

種類は、契約件名をそのまま記載するのではなく、「〇〇港〇〇防波堤築造工事」など、具体的な工事・作業名を記載をしてください。

【記載例】

*目的: 台風〇号で被災した〇〇防波堤の上部修復工、前面捨石工を実施し、防波堤の補修を行うもの

種類: 〇〇防波堤改修工事

*目的: 〇〇岸壁前面に滞留した土砂をグラブ浚渫船により、-10mまで維持浚渫を行うもの

種類: 〇〇岸壁前面浚渫作業

(2) 期間及び時間

契約期間ではなく、実際の工事を行う期間及び時間を記入してください。

【記載例】

* 令和〇年〇月〇日 日出～日没
(予備日: 同年〇月〇日及び〇月〇日 日出～日没)

* 令和〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
0700～1900(一部の上部工で夜間作業あり)
(予備日: 同年〇月〇日～〇月〇日 同時刻)

長期に及ぶ工事・作業については、申請期間を1ヶ月毎などに区切って申請していただく場合がありますので、予め、ご了承ください。

長期に及ぶ場合の申請工期は、申請先の海上保安部署と調整をお願いします。



(3) 区域又は場所

区域又は場所は、〇〇港〇〇岸壁前面海域など、具体的な場所等が確認できるように記載してください。

また、別途、場所及び区域を示す図面を必ず添付してください。
詳しくは、次ページ以降を確認してください。

【記載例】

- *〇〇港〇〇岸壁前面海域(別添のとおり)
- *〇〇市〇〇番地沖合(別添のとおり)

(4) 方法

工事・作業の内容をできる限り詳細に記載してください。

申請書鑑(表紙)については、可能な範囲で簡潔に記載し、詳細な方法は、「別添のとおり」として、工程表や施工フロー、施工方法など詳細な書類を添付してください。

詳しくは、次ページ以降を確認してください。

【記載例】

- *起重機船を用い、台船から岸壁に重量物の陸揚げを行う
(別添のとおり)

(5) その他

その他は、「別添のとおり」と記載して、組織図、安全管理体制、安全対策、緊急時連絡体制、標識の設置、警戒船管理運用要領などについて検討のうえ、添付してください。

詳しくは、次ページ以降を確認してください。

提出に際しては、申請書欄外に担当者の所属、氏名及び連絡先の記載をお願いします。



3 申請書「別添」の記載要領

申請書に添付する資料等は、概ね、次の順に綴ってください。
(工事・作業の内容によっては不要な資料もあります。)

また、大規模工事等の添付資料が多い場合などは、目次の作成をお願いします。

- ①他官庁の許可・届出書の写し
- ②請負契約書(※注)
- ③施工位置図
- ④計画工程表
- ⑤施工フロー
- ⑥施工方法
- ⑦組織図・安全管理体制
- ⑧安全対策
- ⑨水域利用者との調整
- ⑩緊急時連絡体制
- ⑪警戒船管理運用要領
- ⑫使用船舶
- ⑬その他添付書類等



目次をつけていただくことで、必要資料の添付漏れなどを確認することができまるほか、スムーズな審査が可能となります。

(1)他官庁の許可・届出書等の写し

関係する他官庁への許可・届出書の写しの添付をお願いします。
なお、許可前または受理前の場合は、申請段階の写しで構いませんので、許可等が下りたのち、速やかに提出をお願いします。



港湾工事・作業を行う場合、港湾法に基づく港湾管理者の許可・届出が必要となります。
また、花火の打ち上げ等を行う場合は、都道府県知事から煙火類の消費許可等が必要となります。
港則法の許可書交付に際し、これら他法令の手続きが行われていることを確認させていただきます。

(2)請負契約書等

工事・作業を受注し実施する場合は、請負契約書又は発注者からの指示書や工事依頼書等等、発注者名と受注者名が確認出来るものを添付してください。
なお、契約金額の明記は必要ありません。(黒塗りしていただいて結構です。)

※注

申請者は、工事・作業について指揮監督の責任を有する者となります。
通常、請負契約書において、責任の所在(申請者の適否)を確認します。
特に、同一工区で複数の施工者が入る工事や共同企業体(JV)など、責任の所在が複雑な場合には添付をお願いします。
請負契約書等により、申請者が工事等の責任の主体として適正に設定されているか確認させていただきます。
なお、請負契約の発生しない直轄施工や他の書類で確認できる場合など、添付を必要としない場合がありますので、申請書提出前または提出時に窓口でご確認ください。

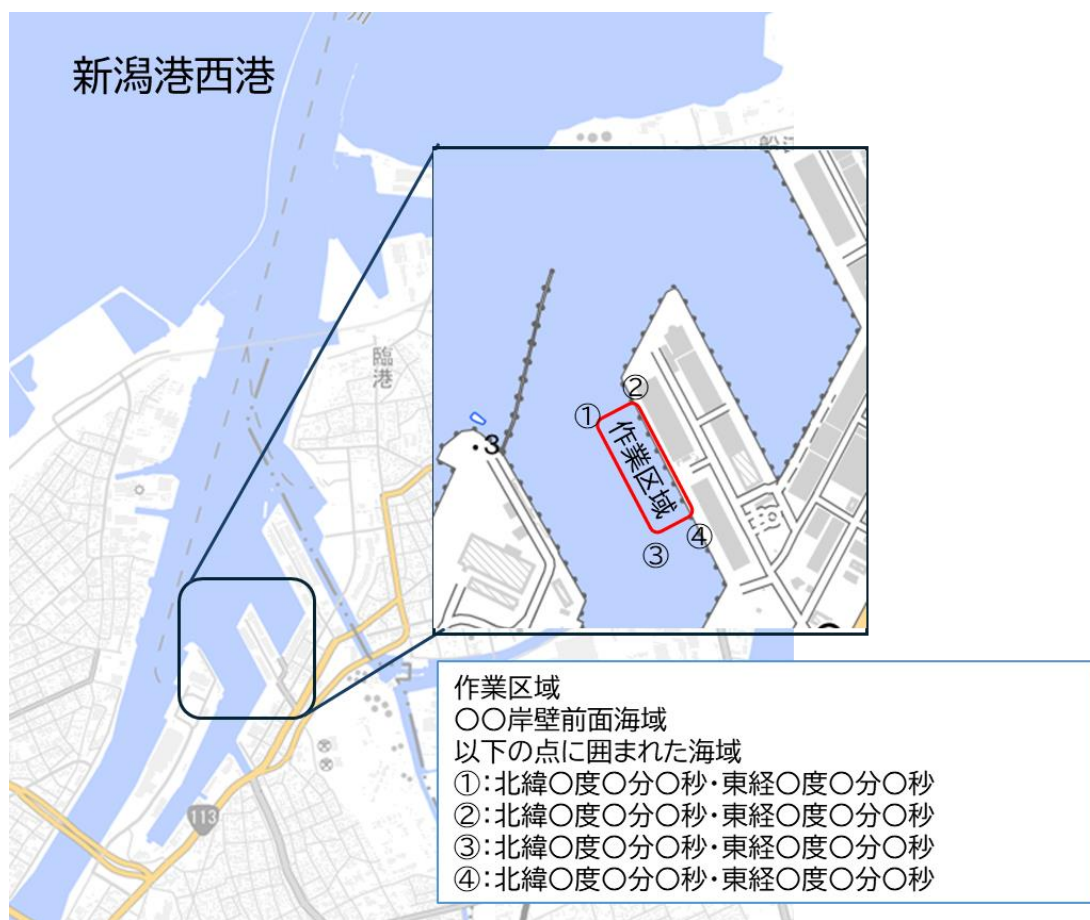
(3) 施工位置図

港全体のどこで工事・作業を行うか分かる図とその拡大図を添付し、作業区域を記載してください。

記載にあたっては、「海図」または海上保安庁提供の「海しる」を使用して正確な世界測地系の緯度経度で記載してください。

特に、工事区域周辺の拡大図については、水深が分かる海図の写し等を使用してください。

【記載例】



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成 [海上保安庁 (JCG), ESRIジャパン (Esri Japan)]

※海図を使用する場合は最新の海図を使用してください。

また、海しるを使用する場合は、利用規約に則った出典の記載をお願いします。



「海しる(海洋状況表示システム)」は、さまざまな海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせ表示できる情報サービスです。

<https://www.msil.go.jp/potal/apps/sites/#/msil-o-top>

【参考】

岸壁築造工事の作業区域記載例 (水深変化を生じる工作物の設置工事)



令和8年度(赤塗箇所)
海図水深8m
基礎捨石設置後の水深6m
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

令和9年度(黄色塗箇所)
海図水深8m
基礎捨石設置後の水深6m
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

令和10年度(緑塗箇所)
海図水深8m
基礎捨石設置後の水深6m
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒
北緯〇度〇分〇秒、東経〇度〇分〇秒

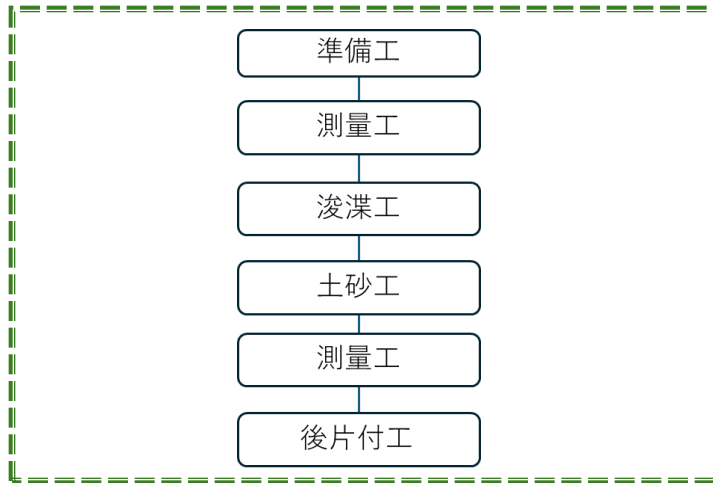
海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成 [海上保安庁(JCG), ESRIジャパン(Esri Japan)]

複数年度にわたって行われる工事などは、年度ごとの作業区域を記載する。
また、岸壁築造工事や消波施設設置工事など工作物の設置により水深に変化が生じる場合には、水深の変化も分かるように記載する。

(4) 施工フロー

工事全体の順序(流れ)を明らかにするため、施工フロー図を添付してください。

【記載例】



(5) 工程表

各工種別の工期を明らかにするための工程表を添付してください。

【記載例】

計画工程表(例)

工種	令和〇年														
	4月			5月			6月			7月			8月		
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
準備工	■														
測量工			■	■					■						
浚渫工 グラブ浚渫				■											
土砂工 土砂運搬船				■											
安全対策 警戒船				■											
後片付工															

←
今回申請
→

- - - - - 予備日

工事全体の流れが一目でわかるよう、施工フローの工種名称と工程表の工種名称は統一をお願いします。



(6)作業方法

工事フローに沿って、工種ごとに具体的な作業方法を記載してください。
また、作業区域及び一般船舶の可航幅(一般船舶が通航できる水路幅)を
図面に記載してください。

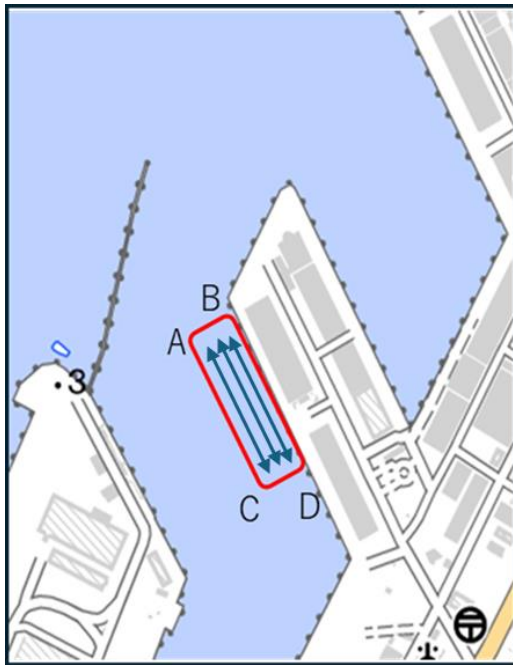
曳航物件がある際は、曳航姿図及び曳航経路図を添付してください。

【記載例】

ア.測量工

作業は、測量船1隻で4素子方式により測量を行います。
測線間隔は〇mで測線方向は東西方向で実施します。
測量海域を以下の図に示します。

測量範囲図



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成 [海上保安庁(JCG), ESRIジャパン(Esri Japan)]

測量範囲

〇〇岸壁前面海域

以下の点に囲まれた海域

A：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

B：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

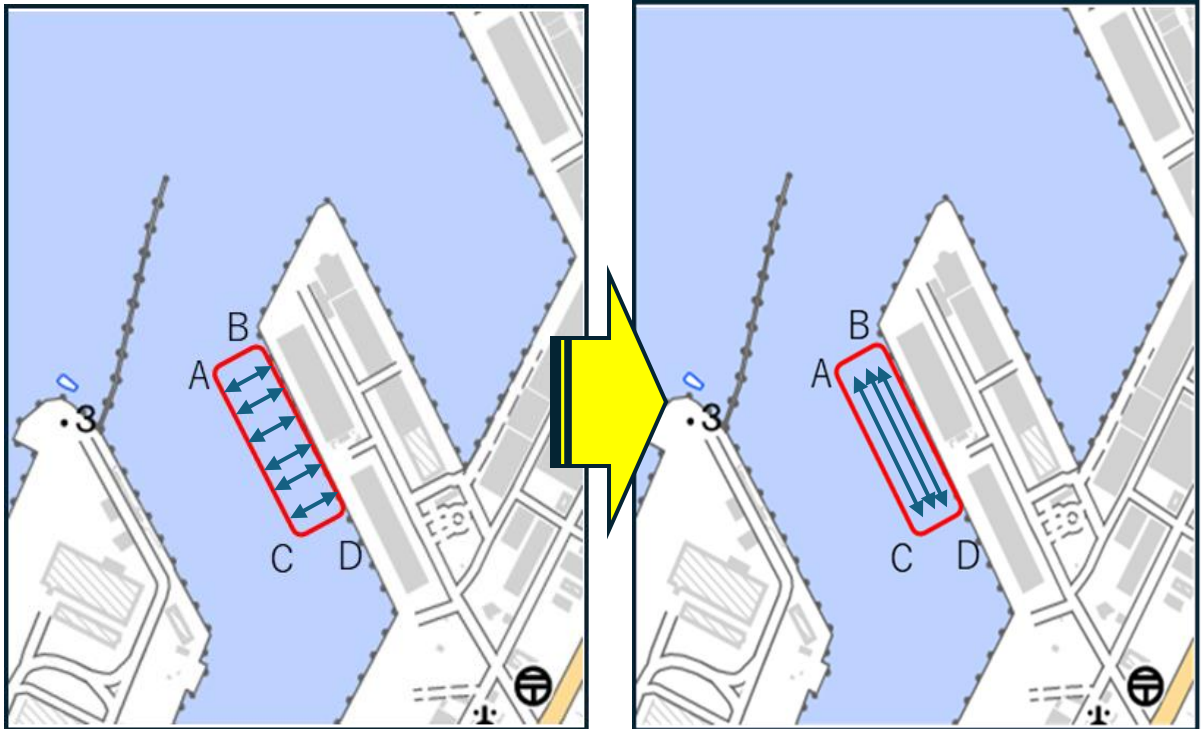
C：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

D：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

【参考】

測量作業の側線方向

(測線例) 作業船の航行方向を変更することで他船への影響を軽減



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成 [海上保安庁 (JCG), ESRIジャパン (Esri Japan)]

一般船舶の通航方向に対して、
「垂直」の移動

一般船舶の通航方向に対して、
「平行」の移動

このケースでは、一般船舶の通航方向に対して、作業船が垂直の測量をすることで、一時的に横切りの関係となり、一般船舶に心理的な危険を感じさせることとなります。

一方で、一般船舶の通航方向に対し平行に移動することで、周辺航行船舶の心理的な危険性を低下させるほか、作業の進捗に応じ、周辺航行船舶の可航水域を広げることができます。

【記載例】

イ.浚渫工

グラブ浚渫船を作業区域に錨泊させ、浚渫作業を行います。
作業は、浚渫船に土運船を横付けし、浚渫土砂は、土運船に投入します。
浚渫船と土運船の間には、脱落防止シートを設置します。
作業船アンカー位置にアンカーブイを設置します。
作業中も作業範囲から対岸まで、〇〇mの可航幅を確保します。
作業にあたり、グラブ浚渫船を〇〇港から回航させます。

作業状況図

(※水深の分かる海図の写しを使用して、作業で占有する海域(作業範囲)に対して、一般船舶の可航幅が分かるよう記載ください。)



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成 [海上保安庁 (JCG), ESRIジャパン (Esri Japan)]

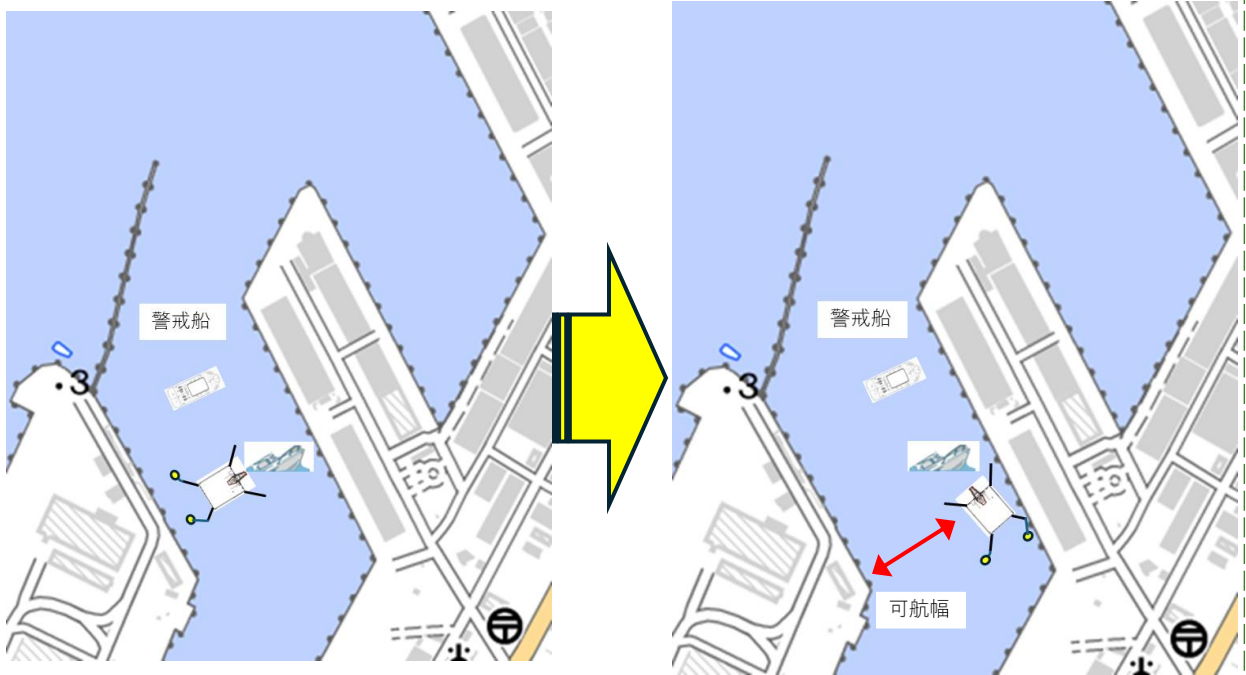
浚渫工事など、長時間水域を占有する作業などは、工区を設定し、工区毎の期間や浚渫方向や浚渫船の配置など、一般船舶への影響が最小限になるように十分検討のうえ申請してください。
また、浚渫や杭打ち等、海底に衝撃を与えるような作業を行う際は、事前に磁気探査の必要性等を確認してください。



【参考】

沈没船引き揚げ作業の配置図

(配置例) 台船の配置を変更することで可航幅を確保



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>) を加工して作成 [海上保安庁 (JCG), ESRIジャパン (Esri Japan)]

通航帯を閉塞して行う作業

通航帯を確保したうえでの作業

このケースでは、台船の配置を東西ではなく、南北に変更することで、一般船舶の通航帯を閉塞することなく、一定の可航幅を確保することができます。

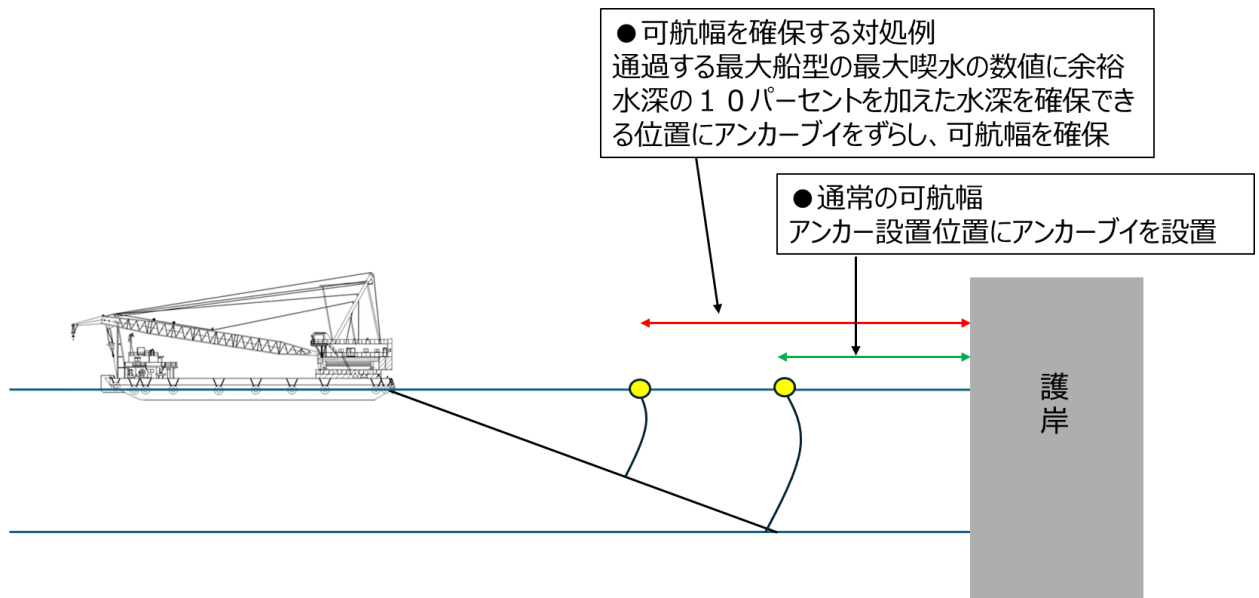
作業船の配置を変更することで、一般船舶が航行可能な水域が広がります。作業範囲は、事前に十分検討のうえ申請してください。



工事・作業実施範囲・方法等は、可能な限り、一般船舶の通航への影響が小さくなるよう設定する必要があります。

【参考】

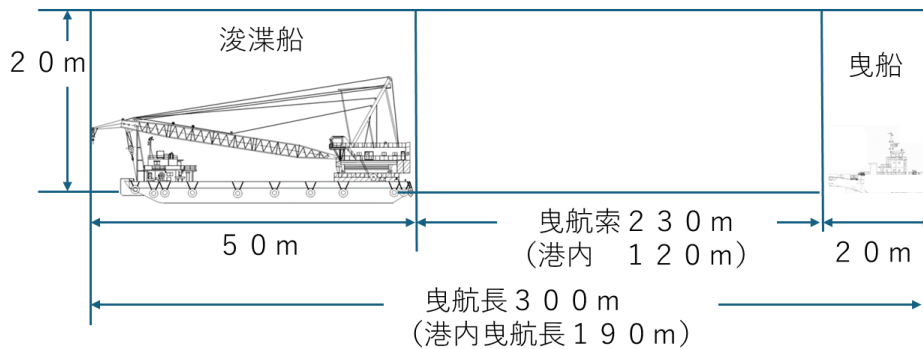
地形的要因による可航幅確保の対処例



上記のような作業船配置時における可航幅の確保は、通航船舶の通航時間帯を事前確認しておき、通航時間帯は、アンカーワイヤーをあらかじめ緩めておくことが基本ですが、地形的要因により、可航幅の確保が困難な場合の対処法として、通過する最大船型の最大喫水にあわせて、アンカーブイの位置を移動させ、可航幅を確保する方法もあります。

【記載例】

曳航姿図



【記載例】

曳航経路図



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成 [海上保安庁 (JCG), ESRI ジャパン (Esri Japan)]

【補足】

特定港において曳航長200mを超える場合には、港長の許可が必要になります。

工事・作業に伴い、曳航作業が生じる場合には、工事・作業許可申請書の中にその旨を記載し、あわせて許可を得たうえで作業を行ってください。

なお、工事・作業を伴わない曳航作業で曳航長200mを超える場合については、個別に港長の許可が必要となりますので、曳航制限の免除許可申請書を提出してください。

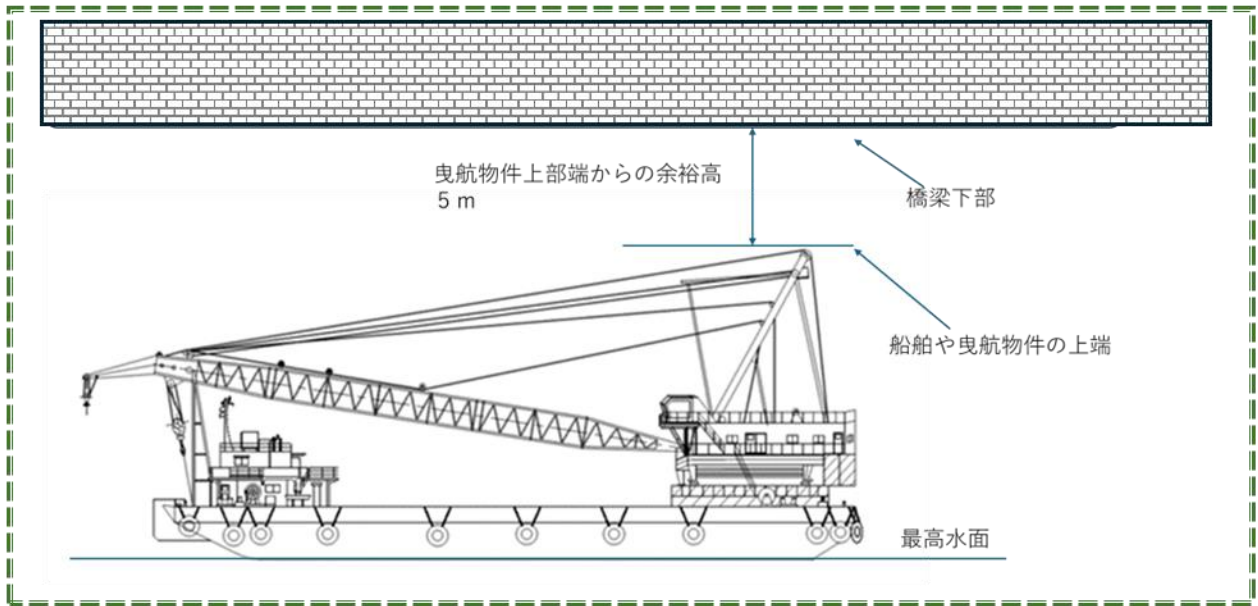
曳航物件がある際は、曳航姿図と曳航経路図を添付してください。

<関係条文: 港則法第19条第2項、港則法施行規則第9条>

本体工事の現場のみならず、予め、作業船の移動経路も確認のうえ、安全な経路を設定してください。



【参考図】



過去には、大型作業船や曳航物件の上部が橋梁下部や高圧線等に接触する事故も発生していることから、大型作業船等で橋梁下部や高圧線下を通過する場合には、海面から曳航物件上端までの高さも記入してください。

また、通過する橋梁下部や高圧線と最高水面からの高さから大型作業船等の上部端との余裕高を確認するようお願いします。



タイムスケジュール(例)

土運船を使用した浚渫土砂の運搬、陸揚げ作業がある場合などは、1日の動きが分かるよう、下記の表を参考に記載してください。

【記載例】

グラブ浚渫船と土運船を使用した浚渫作業のタイムスケジュール

	作業内容	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
浚渫船	グラブ浚渫	■				■					
土運船 1	土運船運搬				■						
	土砂陸揚げ					■					
土運船 2	土運船運搬						■				
	土砂陸揚げ							■			

※2日目以降同じサイクルを繰り返す

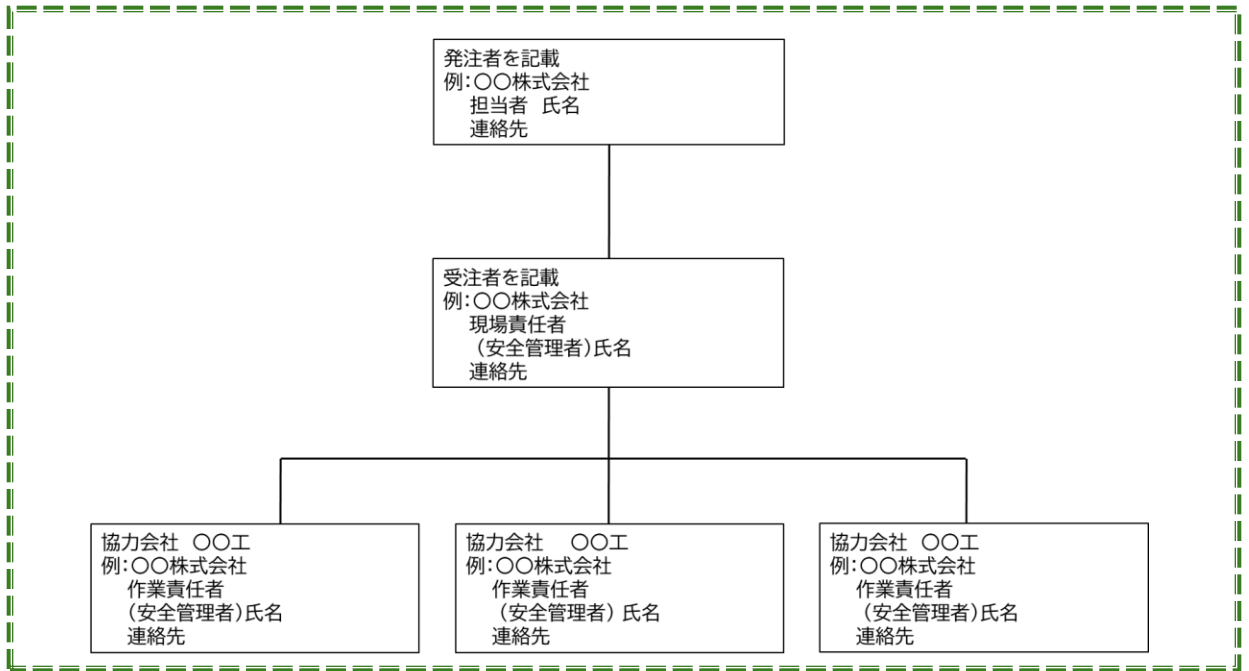
土砂の陸揚げ場所や作業船団の夜間停泊場所も書類に記載してください。



(7) 組織図・安全管理体制

工事・作業の安全管理体制を明確にするため、発注者や現場責任者、各作業の責任者又は安全管理者を記載した組織図を添付してください。

【記載例】



(8) 安全対策

工事・作業の種類、方法及び実施場所に応じて、主に以下の項目に係る安全対策を添付してください。(巻末資料 資料2参照)

【記載項目例】

- ア 海域利用者へ周知方法等
- イ 付近航行船舶に対する安全対策
 - A 作業船等の避航、退避等
 - B 警戒業務(警戒船、警戒要員の配置等)
 - C 工事・作業区域等の明示
 - D その他
- ウ 工事・作業の安全対策
- エ 作業の中止基準
- オ 緊急時の対応

(9) 水域利用者との調整

水域利用者(代理店、周辺工事業者、近隣マリナー、関係漁業等)へ周知した内容(周知文書等を添付)と周知済みの旨を記載してください。

その他、個別に水域利用者と調整した内容があれば記載してください。

【記載例】

大型サルベージ船による作業区域及び作業時間帯について説明を行い、作業実施中の航行を控えていただくよう関係各所に説明を行い、了解を得ています。

周知先は、周知先等一覧表のとおり。

(10) 緊急時連絡体制

緊急時の連絡系統図を添付してください。

海上保安庁への緊急時の連絡先として、「118」(局番なし)と、申請した海上保安部署の緊急連絡先を記入してください。

併せて最寄りの警察署、消防署、港湾事務所等関係機関についても記入してください。

(巻末資料 資料3参照)

(11) 警戒船管理運用要領

警戒船の配備に際しては、警戒船管理運用要領を定め、添付してください。

(巻末資料 資料5、6参照)

(12) 使用船舶

使用船舶の用途(施工時の用途)、船名、総トン数、全長、幅、深さ、船長氏名、船舶番号等を記載してください。

複数の船舶を使用する場合には、一覧表にして添付してください。

(※使用船舶が1隻のみの場合も一覧表を使用できます。)

一覧の添付があれば、船舶検査証書、海技免状等の法定書類の写し添付は必要ありません。

(巻末資料 資料4参照)

(13)その他添付資料等

主な資料は以下のとおりです。

- ・ 潜水土一覧
潜水作業がある場合は、潜水土一覧表(氏名、年齢、免許番号、取得年月日)を添付してください。
- ・ 磁気探査結果報告書
浚渫作業やボーリング作業等を行う場合は、磁気探査報告書を添付してください。
- ・ 標識灯等
工事区域を明示するため標識灯を設置する場合は、標識灯等の性能表(塗色、灯色、灯質、光達距離等)を添付してください。
- ・ 周知先一覧(周知用リーフレット)
工事等実施に係る周知先の一覧表を添付してください。
また、周知用のリーフレット等がある場合は、添付してください。

第3章 行事許可申請書

1 申請が必要な行事等



この章では、行事を行う際に必要な許可申請の留意点や申請書の記載方法等について、ポイントを解説していきます。

(1) 申請が必要となる行事について

特定港内において、端艇競争、海上訓練及び遠泳大会等一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数の者が参加して行われる社会的な活動を行う場合は、港長からの許可の対象となり、事前に申請が必要となります。

参加する船艇が少数であっても、水域を占用したり、船艇隊列を組む等航路や泊地等を通常の航行形態とは異なった形で航行する場合も同様です。

(2) 申請における留意事項

申請は、書面又は電子メールとなっております。

標準処理期間を考慮のうえ、十分な余裕をもって申請するようお願いします。

大規模な行事や新規行事を行う場合などは、計画段階から事前に管轄する海上保安部署へ行事内容等を相談するようお願いします。

許可書の受取については、許可が下りた旨の連絡を受けたのち、申請した海上保安部署で行事開始前までに受取りをお願いします。

なお、提出先の海上保安部署が遠方等で許可書の郵送を希望する場合には、あらかじめ電話等で相談のうえ、申請書提出時に切手付の返信用封筒を同封のうえ申請をお願いします。

2 申請書記載要領

行事を行う際の許可申請は、以下の様式を使用し、必要な資料を添付して申請してください。（工事・作業許可申請と同一様式です。）

行事許可申請書 <第9号様式>

(工事・作業又は行事)許可申請書

年 月 日

港長 殿
(特定港以外の港にあっては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所
(区域を示す図面を添付すること。)

4 方法
(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 その他
(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(表面)

(第9号様式)
注意

- この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 申請書は、1通提出すること。
- 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携帯すること。

(裏面)



申請書の拡大版は、本書の巻末資料資料1にも掲載しています。
また、電子データは、海上保安庁のホームページからダウンロードできます。
<https://www.kaiho.milt.go.jp/ope/apply/info.html>

(1) 目的及び種類

目的は、行事の目的を簡潔に記載してください。

種類は、「油流出事故を想定した防災訓練」や「豊漁祈願のための海上パレード」など具体的な内容を記載をしてください。

【記載例】

*目的:〇〇油槽所における海上への油流出事案に備え、事故発生時に迅速かつ適切に対応する能力を向上させるための訓練を実施するもの

種類:〇〇栈橋における油流失事故を想定した防災訓練

*目的:来年度の豊漁を祈願するもの(恒例行事)

種類:〇〇神社豊漁祈願祭海上パレード

(2) 期間及び時間

行事全体の期間及び日時ではなく、行事全体のうち、実際に海上で行う期間及び時間を記入してください。

【記載例】

*令和〇年〇月〇日 1300~1530

(予備日:同年〇月〇日 同時刻)

(3) 区域又は場所

区域又は場所は、〇〇港〇〇岸壁前面海域など、具体的な場所等が確認できるように記載してください。

また、別途、場所及び区域を示す図面を必ず添付してください。

詳しくは、「2 申請書記載要領(2)位置図」の内容を確認してください。

【記載例】

*〇〇港〇〇岸壁前面海域(別添のとおり)

*〇〇市〇〇番地沖合(別添のとおり)

(4) 方法

行事の内容をできる限り詳細に記載してください。

申請書鑑(表紙)については、可能な範囲で簡潔に記載し、詳細な方法は、「別添のとおり」として、必要な内容を記載した書類を添付してください。

詳しくは、「2 申請書記載要領(2)位置図」の内容を確認してください。

【記載例】

*〇〇棧橋前面で油流失事故を想定した防災訓練を行う
(別添のとおり)

(5) その他

その他は、「別添のとおり」と記載して、組織図・安全管理体制、安全対策、緊急時連絡体制、標識の設置、警戒船管理運用要領などについて検討のうえ、添付してください。

詳しくは、「2 申請書記載要領(2)位置図」の内容を確認してください。

提出の際は、申請書欄外に担当者の所属、氏名及び連絡先の記載をお願いします。



3 申請書の「別添」の記載要領

申請書に添付する資料等は、概ね、次の順に綴ってください。
(行事の内容によっては不要な資料もあります。)

また、大規模な行事等で添付資料が多い場合などは、目次の作成をお願いします。

- ①他官庁への許可・届出書の写し
- ②位置図
- ③スケジュール
- ④実施内容
- ⑤組織図・安全管理体制
- ⑥安全対策
- ⑦水域利用者との調整
- ⑧緊急時連絡体制
- ⑨警戒船管理運用要領
- ⑩その他添付書類等



目次をつけていただくことで、スムーズな審査が可能となるほか、申請者の添付漏れなどを確認することができます。

(1)他官庁の許可・届出書等の写し

関係する他官庁への許可・届出書の写しの添付をお願いします。

なお、許可前または受理前の場合は、申請段階の写しでかまいませんので、許可等が下りたのち、速やかに提出をお願いします。



花火の打ち上げ等を行う場合は、都道府県知事から煙火類の消費許可等が必要となります。

港則法の許可書交付に際し、これら他法令の手続きが行われていることを確認させていただきます。

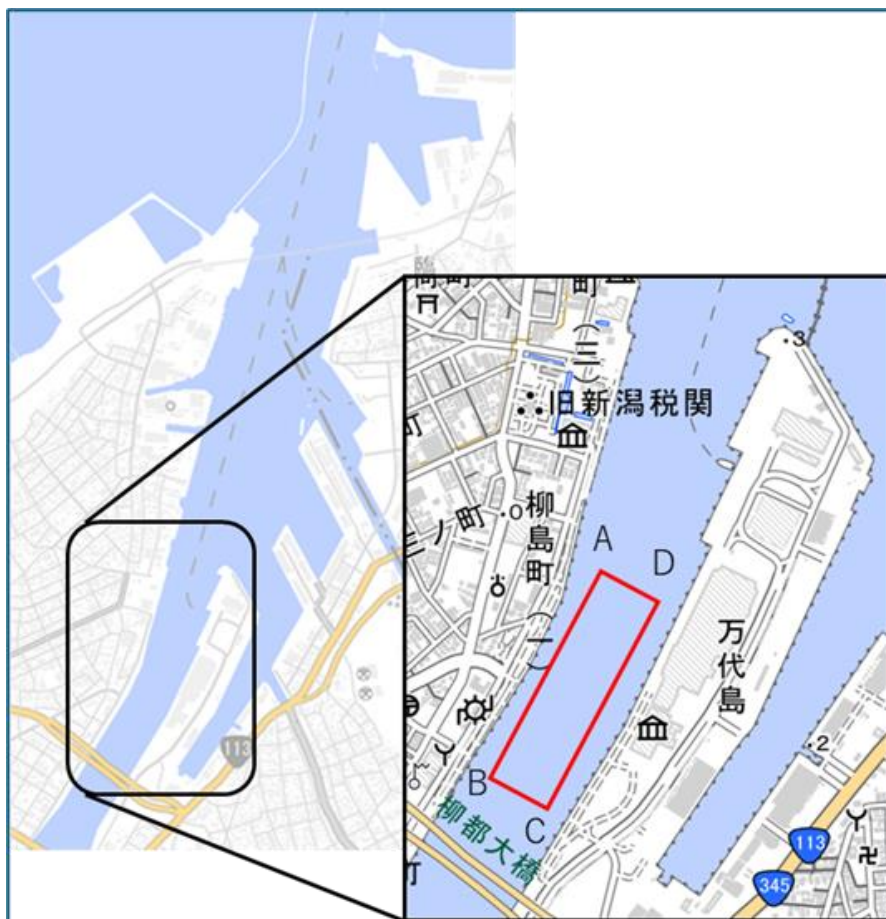
(2)位置図

港全体のどこで行事を行うか分かる図とその拡大図を添付し、行事位置及び行事区域を記載してください。

記載にあたっては、「海図」または海上保安庁提供の「海しる」を使用して正確な世界測地系の緯度経度で記載してください。

特に、行事区域周辺の拡大図については、水深が分かる海図の写し等を使用してください。

【記載例】



実施海域

万代島前面海域

以下の点に囲まれた海域

A：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

B：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

C：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

D：北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

(3)スケジュール

当日(複数日に亘る場合は日ごとの動き)の流れに沿って実施する内容を記載してください。

【記載例】

(テレビ・映画等の撮影の場合)

令和○年○月○日(○曜日) 予備日:令和○年○月○日(○曜日)

1000 撮影クルーを乗せた作業船及び撮影対象船並びに警戒船が○○岸壁出港

1030 撮影海域に到着、以後撮影準備

1050 複数回、撮影海域内で撮影対象船の航行状況を撮影
~1130

1130 撮影終了、帰港開始

1200 ○○岸壁到着

(防災訓練の場合)

令和○年○月○日 予備日:令和○年○月○日(○曜日)

0915 訓練参加船艇が訓練海域に集結

0930 訓練開始

0940 作業船により、油流出を想定したタンカー周囲にオイルフェンス展張

1000 オイルフェンス展張作業終了

1005 放水船により火災を想定したタンカーに放水開始

1010 放水終了、訓練終了

1030 オイルフェンス回収作業終了、参加船撤収

(花火大会の場合)

令和○年○月○日(○曜日) 予備日:令和○年○月○日(○曜日)

15:00 ○○岸壁にて煙火を台船に積み込み

(別途、危険物に係る港長への申請が必要になります)

17:30 曳船及び台船が○○岸壁離岸

18:00 台船・警戒船配置完了

18:30 花火打ち上げ開始

19:30 花火打ち上げ終了

19:45 台船曳航開始

20:15 曳船及び台船が○○岸壁着岸

煙火の残がある場合は、煙火荷揚げ

※台船が別の港から回航する場合は、その予定と夜間停泊場所を含めた大会期間中の動静を明記



特に、一般船舶の航行に影響が出る可能性のある内容及び時間帯は、詳細に記載してください。

(4) 実施内容

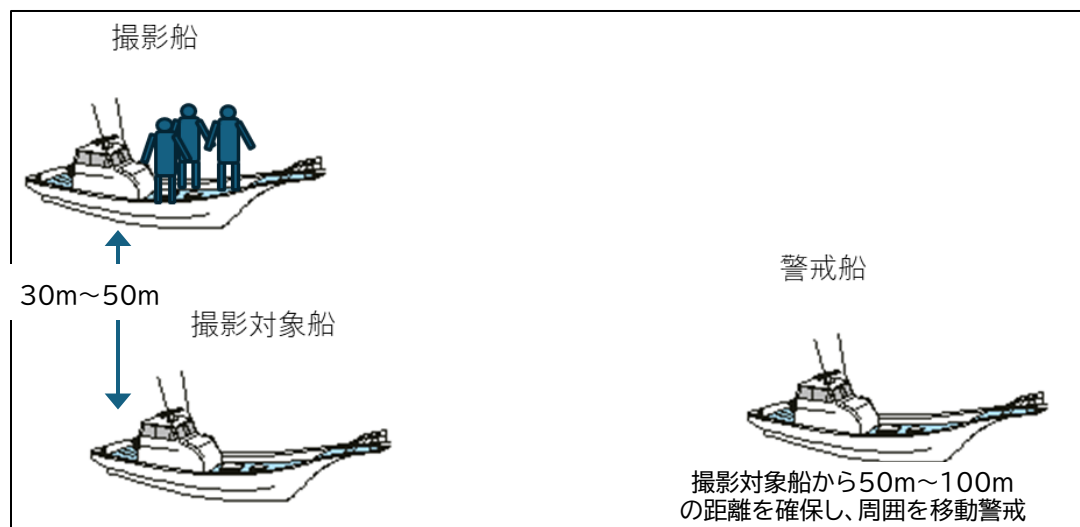
図面又は写真等を使用して、行事の内容を記載してください。

行事参加隻数(予定)、船舶の配置、隊列を組んで航行する場合は、その間隔と速力を記載してください。

また、水域を占有する場合は、一般船舶の可航幅を図面に記載してください。

【記載例】

(テレビ・映画撮影の場合)



実施海域内にて、警戒船が進行方向の警戒を行いながら、撮影対象船の航行状況を撮影船にて確認します。

撮影船の甲板上にカメラマン等スタッフ3名を配置して撮影を行う。スタッフは、保護具、救命胴衣を着用します。

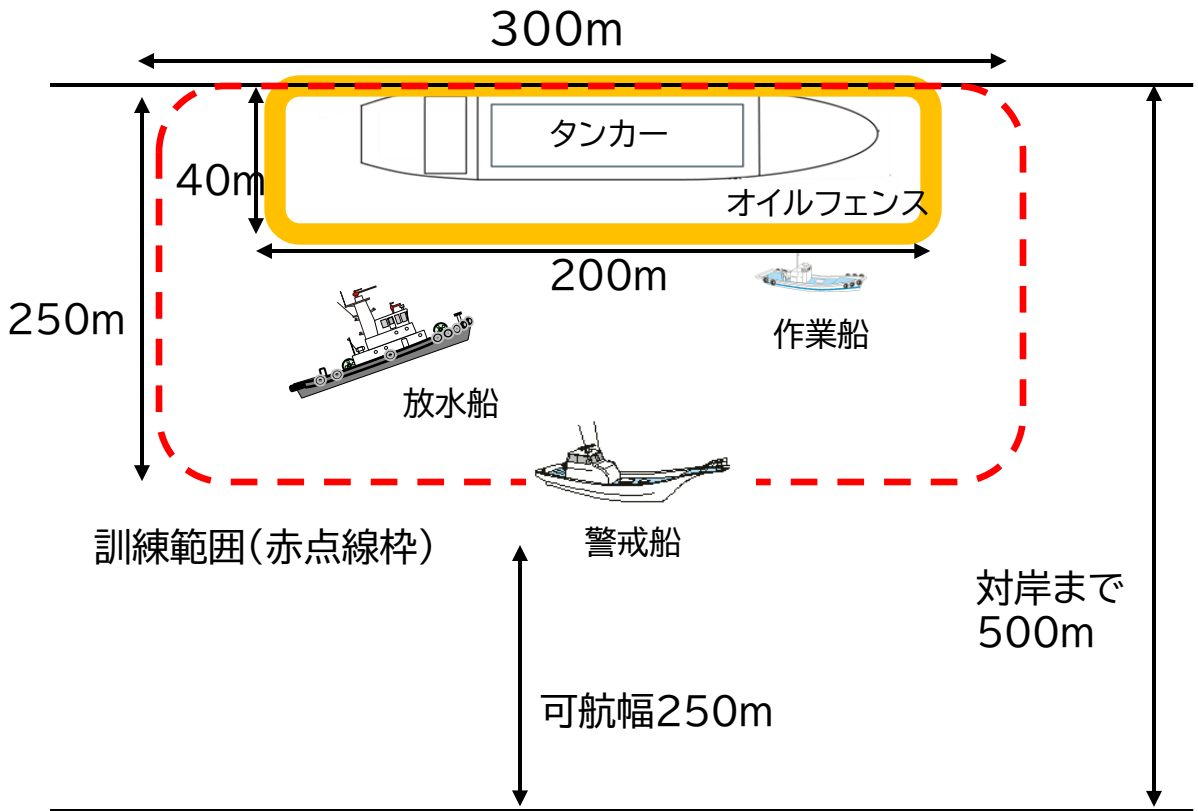
撮影時の航行速力は、約10ノットとします。

撮影区域内で複数回の撮影を実施します。

接近する船舶があった際は、撮影を一時中断して退避し、安全が確認された後、撮影を再開します。

【記載例】

(防災訓練の場合)



想定船が油を流出したとの想定で、作業船が想定船周囲にオイルフェンスを展開します。

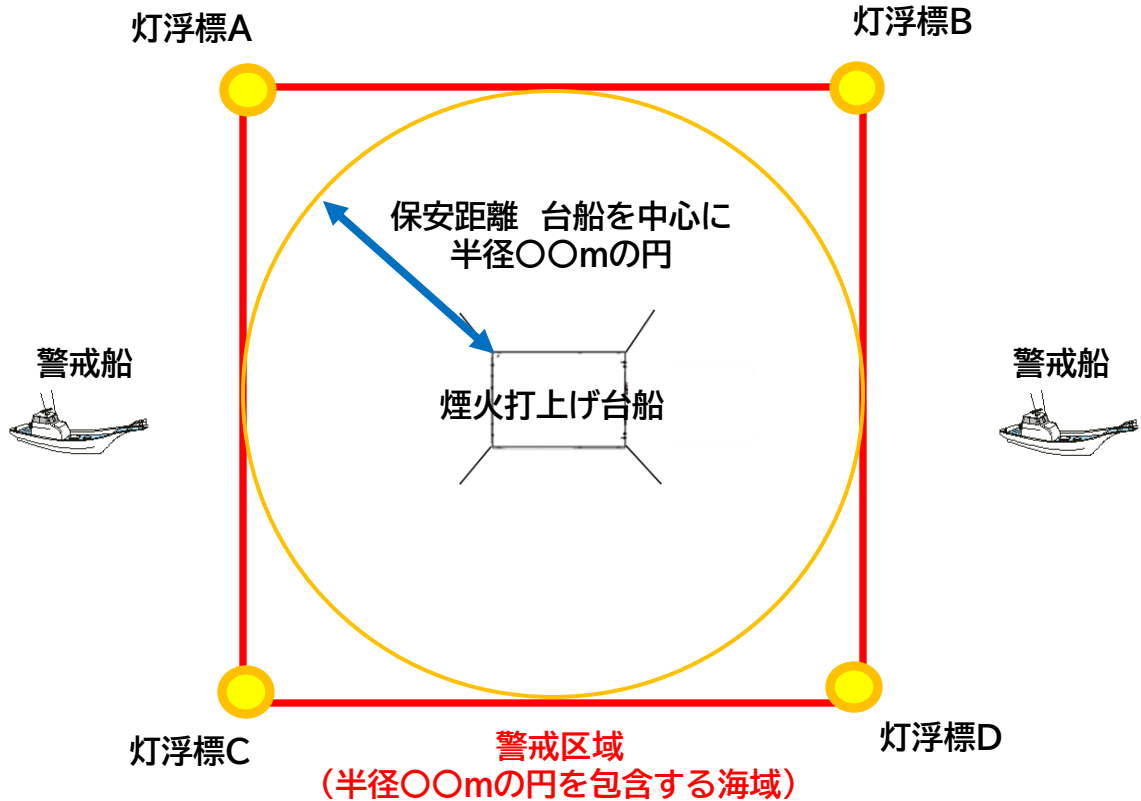
オイルフェンス展開後、想定船より火災が発生したとの想定で、タグボートから想定船の外板に向け、放水します。

放水作業終了後、訓練終了とし、作業船がオイルフェンスを回収します。

訓練海域付近に通航船や接近する船舶を認めた場合は、訓練を一時中断し、安全が確認された後、訓練を再開します。

【記載例】

(花火大会の場合)



警戒海域

以下の点に囲まれた海域

A:北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

B:北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

C:北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

D:北緯〇度〇分〇秒・東経〇度〇分〇秒

〇〇岸壁にて煙火を台船に積み込みんだ台船を曳船が曳航のうえ、打ち上げ位置に移動します。

打ち上げ位置にて作業船を使用して、台船を錨泊させます。

台船の移動時及び錨泊中、警戒船2隻を配置します。

花火打ち上げ終了後、又は、急遽花火大会を休止した場合は、作業船を使用して台船の錨を回収後、曳船が台船を〇〇岸壁に着岸させます。

煙火の残がある場合は、煙火の荷揚げを行います。

(※事前に危険物に係る港長への申請をしておく必要があります。)

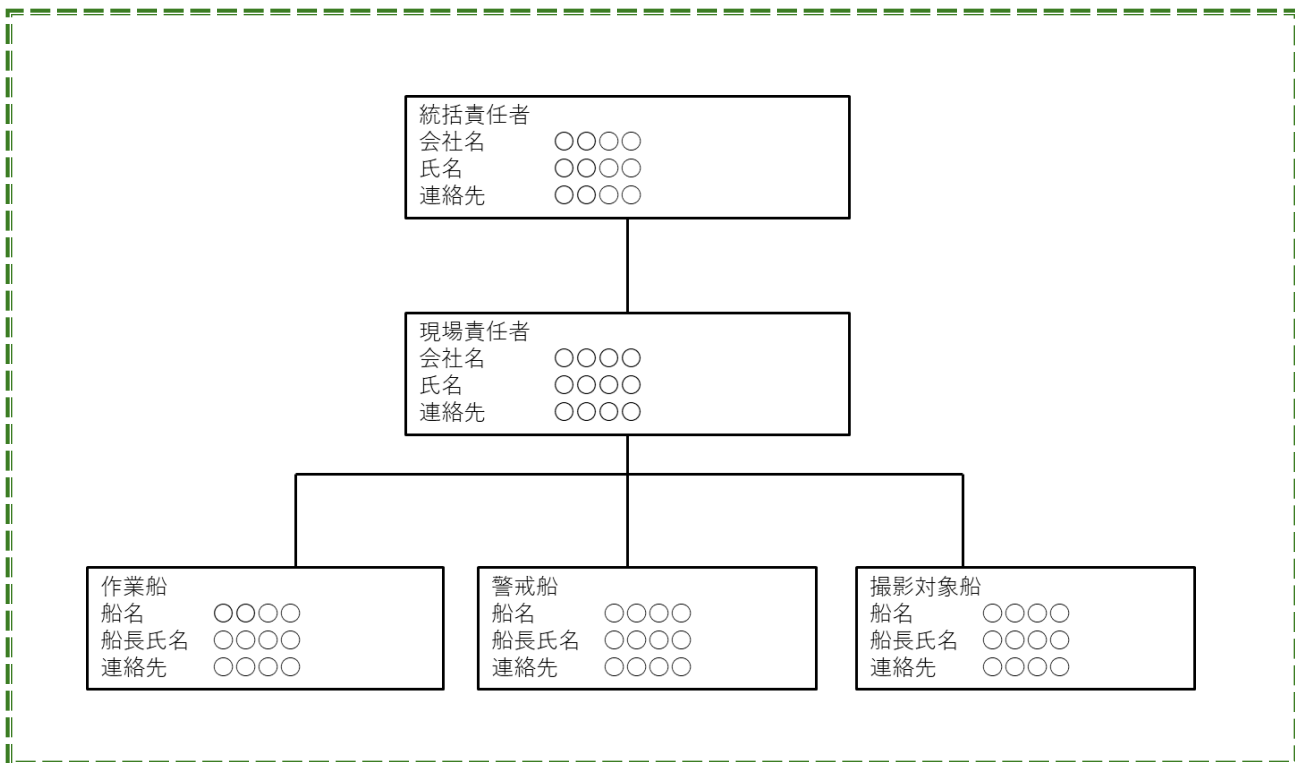


保安距離明示用の灯浮標を設置が必要な場合は、灯浮標の配置及び基数について、事前にご相談ください。

(5) 組織図・安全管理体制

行事における現場責任者、警戒船、警戒員等の体制を記載してください。

【記載例】



(6) 安全対策

行事の内容及び実施場所に応じて、他の船舶交通への安全対策を含め記載してください。

主に以下の内容を記載してください。

- ・ 使用船舶の安全対策
- ・ 通航船舶への安全対策
- ・ 行事区域の明示
- ・ 行事参加者への安全対策
- ・ 中止基準
- ・ 緊急時の対応

(7) 水域利用者との調整

水域利用者(代理店、周辺工事業者、近隣マリーナ、関係漁協等)へ周知した内容(周知文書等を添付)と周知済の旨を記載してください。

その他、個別に水域利用者と調整したないようがあれば記載してください。

(8) 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡系統図を添付してください。

海上保安庁への緊急時の連絡先として、「118」(局番なし)と、申請した海上保安部署緊急連絡先を記入してください。

併せて最寄りの警察署、消防署、港湾事務所等関係機関についても記入してください。

(巻末資料 資料3参照)

(9) 警戒船管理運用要領

大規模な行事においては、警戒船を配備してください。

警戒船の配備に際しては、警戒船管理運用要領を定め、添付してください。

(巻末資料 資料5、6参照)

(10) その他添付書類等

- ・周知先一覧
- ・周知用パンフレット等
- ・使用船舶

使用船舶の用途(実施時の用途)、船名、総トン数、全長、幅、深さ、船長氏名、船舶番号等を記載してください。

複数の船舶を使用する場合には、一覧表にして添付してください。

(※使用船舶が1隻のみの場合も一覧表を使用できます。)

一覧の添付があれば、船舶検査証書、海技免状等の法定書類の写し添付は必要ありません。

(巻末資料 資料4参照)

第4章 内容変更手続き

1 許可後の内容変更手続き



この章では、工事・作業許可又は行事許可を受けた後、内容に変更が生じた場合の手続きについて、ポイントを解説していきます。

- 既に許可された工事、作業許可書等の内容について、工事、作業・行事の内容に変更が生じた場合や申請期間に変更が生じた場合には、内容変更許可申請が必要となります。
- 工事等期間の短縮、作業責任者の変更、使用船舶の変更(水域の占有範囲が拡大するものを除く。)など、船舶交通への影響について、港長側が再度審査する必要のない変更内容は、内容変更届を提出してください。
- 工期延長や、使用船舶の大型化(警戒船や交通船等、直接工事を実施しない船舶を除く。)は、原則、内容変更許可申請の対象になります。
- 施工場所の変更や許可期間を重複しない期間の変更は、原則、新規の許可申請の提出が必要になります。
- 申請は、工事・作業許可申請書で使用した第9号様式に準じた適宜の様式を用い、表題を「内容変更許可申請書」又は「内容変更届」とし、次の項目を記載して提出してください。
- 工事の工種等が追加された場合には、新たに追加された工種の追加的な安全対策も追記してください。
 - 工事件名等
 - 許可年月日／許可番号
 - 変更内容
 - 変更理由
 - 追加的な安全対策

「変更許可申請」または「変更届」のどちらに該当するかは、申請先の海上保安部署に確認をお願いします。



内容変更許可申請書(第9号様式) 記載例

内容変更許可申請書

年 月 日

〇〇港長 又は 〇〇海上保安部長 殿

申請者所属・氏名 契約上の請負者を記載

1 工事件名

「〇〇港〇〇防波堤築造工事」

2 許可年月日／許可番号

令和〇年〇月〇日／〇〇港長 第〇〇号

3 変更内容

・捨石ブロック投入範囲の変更
(別紙記載のとおり)

・期間の延長

許可期間:〇月〇日から〇月〇日

延長期間:〇月〇日から〇月〇日 など

4 変更理由

・発注者による設計変更があったため

・台風接近による作業遅延が見込まれるため など

※必要に応じ、内容を補足

5 追加安全対策

(追加的な安全対策が必要な場合)

別紙記載のとおり

※追加的な安全対策が必要無い場合、「許可番号〇〇号記載の安全対策を遵守」などの記載で構いません。

資料1 様式(第9号様式)

資料2 安全対策記載(例)

資料3 緊急連絡系統図(例)

資料4 使用船舶及び操縦者一覧表(例)

資料5 海上における工事作業等の警戒船の配備に関する
指針(行政指導指針)

資料6 警戒船管理運用要領(例)

資料7 参考:港則法関連各種様式／水路測量等問合せ先

工事・作業又は行事許可申請書（第9号様式）

（工事・作業又は行事）許可申請書

年 月 日

港長 殿
（特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて）

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

（区域を示す図面を添付すること。）

4 方 法

（火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。）

5 そ の 他

（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。）

(第9号様式)

注意

1 この様式は、次の用途に使用できる。

工事又は作業許可申請書

行事許可申請書

2 用途により、表題中不要の文字を削ること。

3 申請書は、1通提出すること。

4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

<工事・作業における安全対策の記載例>

※船舶の使用がある場合の共通安全対策記載例

- ・ 工事・作業現場に許可書又はその写しを携行し、同書記載の安全対策について、すべての作業員へ事前に周知徹底します。
- ・ 作業にあたり、周辺水域利用者へ周知済です。
- ・ 工事・作業中は、現場に専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
(警戒船を配備しない、軽微な作業等)
- ・ 工事、作業中は、現場に警戒船〇隻を配備し、警戒にあたります。
警戒船には、専従の見張り員を配置します。
- ・ 船舶使用にあたって、港則法、海上衝突予防法の規定を遵守するとともに、作業船には、海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- ・ 作業前に船舶及び使用資機材の始業前点検を実施します。
- ・ 作業員には、救命胴衣、保護具を装着させます。
- ・ 材料資機材が海面に落下しないよう措置を講じます。
- ・ 流出のおそれがあるものには、所有者名・連絡先を表示します。また、これらの係留、設置にあたっては流出防止に努めます。
- ・ 万が一資機材の流出があった際には、速やかに海上保安部署へ連絡のうえ、発見回収に努めます。
- ・ 作業時に作業船のアンカーを投入する際は、アンカーブイを設置します。
- ・ 通航船に支障がある場合は作業を中止し、作業船を移動するか、又はアンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。

(次ページに続く)

- ・ 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。

風速 10m毎秒以上

波高 1m以上

視程 1000m以下

気象庁から強風、波浪警報・注意報が発表された場合

気象庁から津波、大津波警報・注意報が発表された場合

港長から勧告が発出された場合

その他、港長から指示があった場合

- ・ 作業中、事件事故等の緊急事態が発生した際は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- ・ 作業終了後、使用船舶は、「〇〇」岸壁に係留します。
(※夜間停泊場所を記載する)

<工事・作業における安全対策の記載例>

※船舶の使用がない場合の共通安全対策記載例

- ・ 工事・作業現場に許可書又はその写しを携行し、同書記載の安全対策について、すべての作業員へ事前に周知徹底します。
- ・ 作業にあたり、周辺水域利用者へ周知済です。
- ・ 工事・作業中は、現場に専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- ・ 作業前に使用資機材の始業前点検を実施します。
- ・ 作業員には、救命胴衣、保護具を装着させます。
- ・ 材料、資機材が海面に落下しないよう措置を講じます。
- ・ 流出のおそれがあるものには、所有者名・連絡先を表示します。また、これらの係留、設置にあたっては流出防止に努めます。
- ・ 万が一資機材の流出があった際には、速やかに海上保安部署へ連絡のうえ、発見回収に努めます。
- ・ 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。

風速 10m毎秒以上

波高 1m以上

視程 1000m以下

気象等から強風、波浪警報・注意報が発表された場合

気象庁から津波、大津波警報・注意報が発表された場合

港長から勧告が発出された場合

その他、港長から指示があった場合

- ・ 作業中、事件事故等の緊急事態が発生した際は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。

<工事・作業における安全対策の記載例>

※潜水作業時の安全対策

- ・ 作業前には潜水士の健康状態の確認及び潜水資機材の点検を実施します。
- ・ 作業中は、潜水士船上に国際信号旗A旗を示す信号板を掲げるとともに、見やすい場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
(船舶を使用しない場合は、陸上部の護岸上に配置)
- ・ 潜水方法(スキューバ式、フーカ式等)を記載。
- ・ 作業にあたり潜水士船上又は陸上に専従の警戒員及び連絡員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により注意喚起します。
- ・ 潜水士との連絡手段は水中電話とします。
- ・ 潜水作業前に作業員や作業船に周知します。
- ・ 潜水作業は、潜水作業安全施工指針(国土交通省港湾局監修)に基づき実施します。
- ・ 船底付近での作業の場合、推進器による巻き込み事故等を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合わせを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。
- ・ 船橋・機関室に潜水作業中の周知文を貼ります。
(船体船底部の清掃・点検作業時等)
- ・ 岸壁管理者と調整済で、作業中の船舶の離着岸はありません。
- ・ 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。

風速 10m毎秒以上

波高 1m以上

視程 1000m以下

潮流 0.5ノット以上(潜水作業時)

<工事・作業における安全対策の記載例>

※火気使用時・危険物専用岸壁での作業時の安全対策

- ・ 作業前に岸壁責任者と作業内容について打ち合わせを実施し、岸壁責任者の指示に従います。
- ・ 危険物積載船の着岸時、30メートル以内では作業しません。
- ・ 火気の使用に関しては、事前にガス検知を実施するほか、作業中も随時実施しながら安全確認を行います。
- ・ 最寄りの消火栓にホースを接続し、直ちに使用できるようにしておきます。
- ・ 工事現場付近に持ち運び式消火器を準備し、直ちに使用できるようにします。

<工事・作業における安全対策の記載例>

※夜間作業時の安全対策

- ・ 作業に必要な照度が得られる様に、照明器具を配置し、安全を確保します。
- ・ 照明の点灯に際しては、航行船舶の操船者に対し眩惑を与えることがないよう、照度、方向に注意します。
- ・ 作業船等の灯火は、法律で定められた灯火を表示します。

<行事における安全対策の記載例>

※共通安全対策記載例

- ・ 現場に許可書又はその写しを携行し、同書記載の安全対策について、すべての参加者へ事前に周知徹底します。
- ・ 行事の実施にあたり、周辺水域利用者へ周知済です。
- ・ 行事中は、現場に専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
(警戒船を配備しない、軽微な作業等)
- ・ 行事中は、現場に警戒船〇隻を配備し、警戒にあたります。
警戒船には、専従の見張り員を配置します。
- ・ 船舶使用にあたって、港則法、海上衝突予防法の規定を遵守するとともに、作業船には、海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- ・ 行事前に船舶及び使用資機材の始業前点検を実施します。
- ・ 参加者には、救命胴衣、保護具を装着させます。
- ・ 材料資機材が海面に落下しないよう措置を講じます。
- ・ 通航船に支障がある場合は、行事を中断し、通航路を確保します。
- ・ 流出のおそれがあるものには、所有者名・連絡先を表示します。また、これらの係留、設置にあたっては流出防止に努めます。
- ・ 万が一資機材の流出があった際には、速やかに海上保安部署へ連絡のうえ、発見回収に努めます。

(次ページに続く)

- ・ 気象・海象情報に留意し、次の場合は行事を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。

風速 10m毎秒以上

波高 1m以上

視程 1000m以下

気象庁から強風、波浪警報・注意報が発表された場合

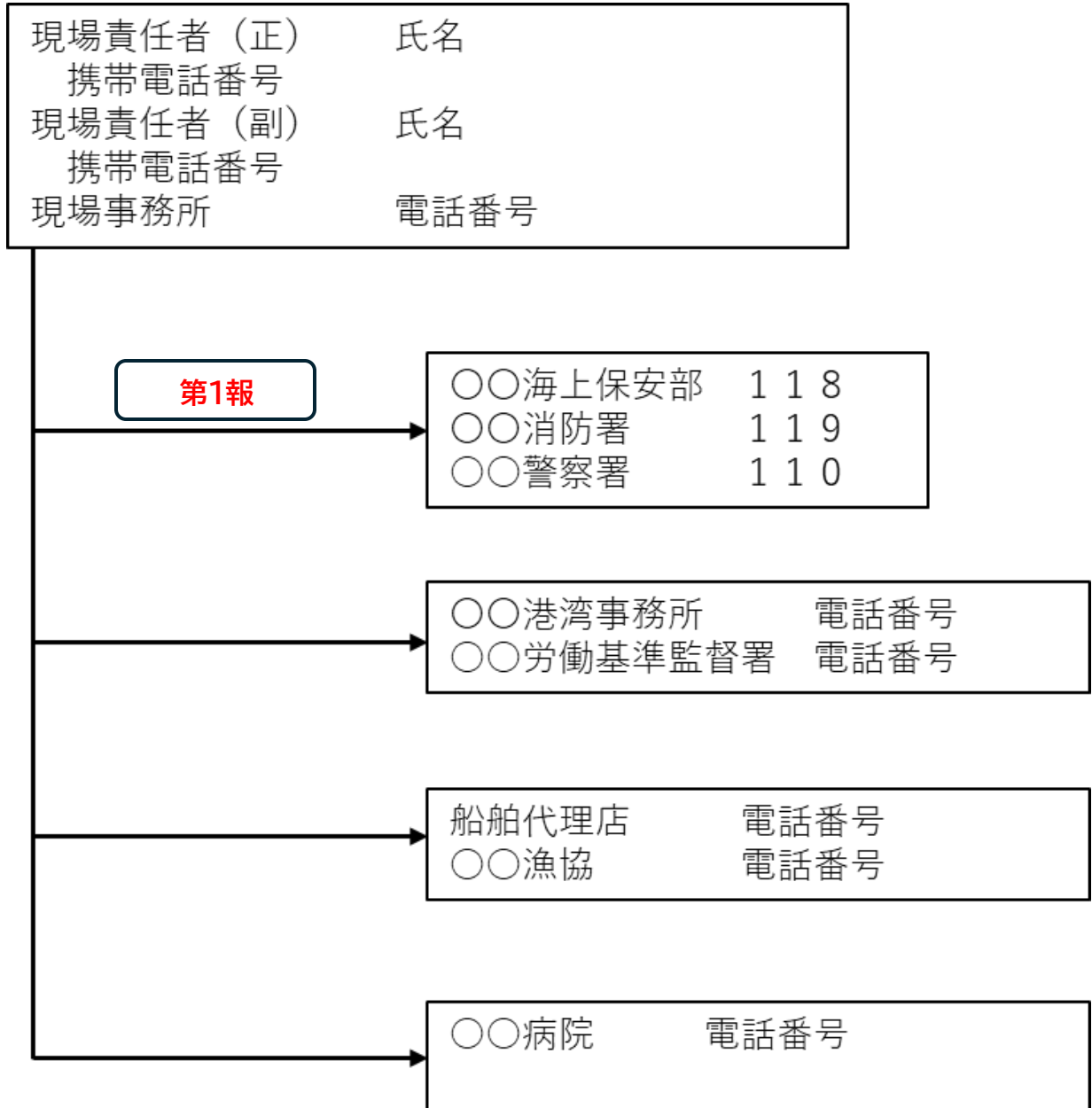
気象庁から津波、大津波警報・注意報が発表された場合

港長から勧告が発出された場合

その他、港長から指示があった場合

- ・ 行事中に事件事故等の緊急事態が発生した際は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。

緊急連絡系統図



使用船舶及び操縦者一覧表

使用目的	(例)測量船	(例)警戒船		
船名				
船舶番号				
総トン数				
船舶全長				
用途				
船舶所有者				
航行区域				
旅客				
船員				
その他の乗組員				
有効期限				
交付機関				
船長氏名				
生年月日				
本籍				
免許種類				
免許番号				
交付年月日				
有効期限				
電話番号				
備考				

海上における工事作業等の警戒船の配備等に関する指針(行政指導指針)

1 目的

この指針は、海上における工事作業等の警戒船の配備等に関し、必要な事項を定めることにより、適正な警戒業務の実施に資するとともに、もって工事作業等の関係船舶及び実施海域付近を航行する船舶の安全を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 部署等とは、管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。

(2) 工事作業等とは、次に掲げる許可又は届出に係るものをいう。

① 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第40条及び第41条の規定並びに港則法(昭和23年法律第174号)第31条、第32条、第34条及び第45条の規定に基づく許可又は届出

② 港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第21条第2項の規定のうち、同規則第9条第1項、第21条の4、第27条、第31条及び第37条の規定に基づくえい航制限の免除許可

(3) 工事作業等の施工者等とは、(2)に掲げる工事作業等の施工者又は発注者をいう。

3 警戒船の配備

工事作業等の施工者等は、次に掲げる工事作業等を行う場合、関係船舶及び実施海域付近を航行する船舶の安全を確保する観点から、警戒船を配備すること。

(1) 告示又は公示による交通制限が必要な工事作業等

(2) 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等(航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われる工事作業等を除く。)

(3) 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等

(4) 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等

(5) 前記2(2)②で規定する許可に係るえい航作業

(6)(1)から(5)に掲げるもののほか、船舶交通の危険又は混雑が生ずるおそれのある工事作業等

4 警戒船の配備隻数

工事作業等の施工者等は、次に掲げる事項を踏まえ、航行船舶が工事作業等の実施海域に異常接近することを防止するために行う情報提供や注意喚起の実施に必要な隻数を配備すること。

警戒船の配備隻数については、警戒船の配備位置、速力及び航行船舶の旋回縦距等にもよるが、実施海域付近に概ね500mから1,000mの距離毎に1隻配備することを目安とすること。

- (1)工事作業等の種類及び規模
- (2)工事作業等の実施海域及びその周辺海域の航行船舶の状況
- (3)工事作業等を実施する時間帯
- (4)工事作業等の実施海域の気象・海象
- (5)警戒船の性能
- (6)監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制

5 警戒船の業務

警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。

- (1)工事作業等及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等へ提供すること。
- (2)工事作業等の関係船舶の交通を整理すること。
- (3)工事作業等の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。
- (4)工事作業等の実施海域内の関連施設及び工事作業等の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと。
- (5)工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。
- (6)工事作業等の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。
- (7)工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管理

者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者(以下「警戒業務管理者等」という。)へ報告すること。

6 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能、設備等は、次のとおりとする。

(1) 堪航性

工事作業等の実施海域付近の気象・海象条件において、警戒業務を適切に実施することが可能であること。

(2) 速力

工事作業等の実施海域付近を航行する船舶の速力を船舶自動識別装置(以下「AIS」という。)等を活用して把握することに努め、それらの状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力(目安として航行船舶の平均速力以上)を有すること。

(3) 設備等

次に掲げる設備等を装備すること。

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	工事作業等の実施海域等の状況を踏まえ装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事作業等の現場、警戒業務管理者及び関係海上保安官署と連絡が可能な無線設備又は携帯電話	超短波無線電話(国際VHF)又は船舶電話
監視機材	双眼鏡	レーダー又はAIS送受信機
注意喚起器材	拡声器、手旗、赤旗(1m×1m)及び信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン又は国際信号旗
表示器材	警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火(青色閃光灯又は青と白の閃互光灯)	電光表示板
その他	関係する海域の海図 海事法令集	消火ポンプ 関係する水路通報、航行警報等

7 警戒船の乗組員等

警戒船の乗組員等については、次によること。

(1) 警戒船においては、警戒船を運航する乗組員のほか、1名以上の者が警

戒業務に専従することができる体制を整えること。

- (2)(1)で規定する警戒業務に専従する者(以下「専従警戒要員」という。)は、部署等が実施する別紙1の警戒業務に係る講習のうち、業務講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。

8 警戒業務の管理

警戒船を配備する場合は、警戒業務を適正に実施するため、次により警戒業務の管理を行うものとする。

- (1)工事作業等の施工者等は、警戒業務を的確に実施するため、警戒業務管理体制を整えること。
- (2)工事作業等の施工者等は、工事作業等の種類及び規模等を勘案して必要と認めるときは、警戒業務管理者等を置き、次の事項を担当させること。
- ① 警戒業務全般に係る調整に関すること。
 - ② 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
 - ③ 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安官署との連絡に関すること。
 - ④ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業等の内容の周知に関すること。
 - ⑤ 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
 - ⑥ その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。
- (3)警戒業務管理者等は、部署等が実施する別紙1の警戒業務に係る講習のうち、管理講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒業務の管理、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。
- (4)工事作業等の施工者等は、以下の事項のうち必要な事項を取りまとめた要領を策定し、警戒船の運用を管理する事務所及び警戒船に備えること。
なお、本要領の作成にあたっては、別紙2の例を参考とすること。
- ① 目的
 - ② 警戒船の配備
 - ③ 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制
 - ④ 警戒を行う区域等

- ⑤ 警戒船の性能、設備等
 - ⑥ 警戒業務実施要領
 - ⑦ 警戒船の管理運用体制
 - ⑧ 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練
- (5) 警戒業務管理者等は、警戒船から工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合の報告を受けたときは、速やかに人命救助、応急措置等必要な指示をするとともに、海上保安庁等関係機関へ速報すること。
- (6) 警戒業務管理者等は、警戒船が海難救助に従事する等の緊急事態に長時間対応する場合又は緊急事態の内容により、警戒船全船が人命救助、応急措置等に対応しなければならない場合は、工事作業等に対する警戒船の確保、必要な支援の提供など警戒船全船に関する調整を図ること。

〇〇工事警戒船管理運用要領(例)

1 目的

この要領は、(会社名)株式会社が施工する「(工事名)」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事作業等の実施海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事作業等の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

2 警戒船の配備

(1)本工事作業等の実施期間中は、〇隻の警戒船を配備する。

(2)配備する警戒船は、次のとおりとする。

- ・会社名
- ・船名
- ・総トン数
- ・乗組員数

(3)配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。

- ・配備期間
- ・配備時間

3 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者(以下「警戒業務管理者等」という。)

(1)警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者〇名及び警戒業務管理補助者〇名を置く。

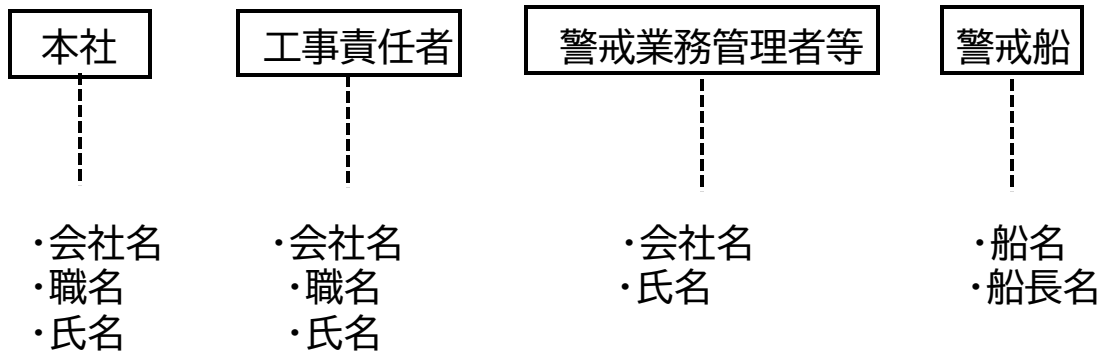
警戒業務管理者

- ・会社名
- ・氏名
- ・生年月日
- ・管理講習受講年月日

警戒業務管理補助者

- ・会社名
- ・氏名
- ・生年月日
- ・管理講習受講年月日

(2) 指揮系統は次のとおりとする。



3-2 警戒船の船長

警戒船の船長には、次の者をあてる。

- ・会社名
- ・船名
- ・氏名
- ・経歴(警戒船への乗船経歴)
- ・受有する海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類

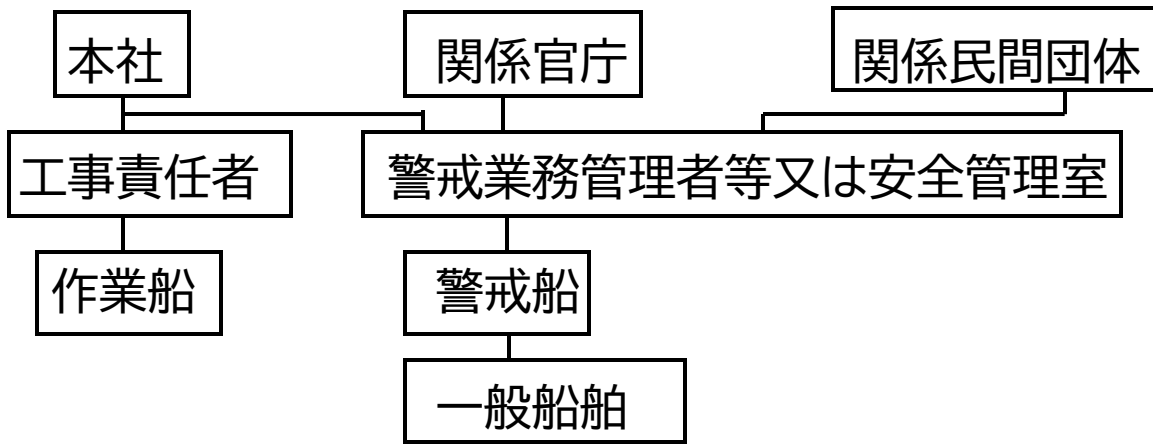
3-3 専従警戒要員

警戒船には、次のとおり専従警戒要員を○名乗船させ、警戒業務管理者等の指揮の下に船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。

- ・会社名
- ・氏名
- ・生年月日
- ・経験(警戒船における警戒業務の経験年数)
- ・業務講習受講年月日

3-4 通信連絡体制

(1) 警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡体制は、次のとおりとする。



(2)警戒船の船長及び専従警戒要員は、常時、連絡無線を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努める。

(3)通信連絡を行う場合の昼間・夜間の関係先電話番号、連絡方法及び警戒船の呼出名称等は、別表のとおりとする。

4 警戒を行う区域等

警戒船が警戒を行う区域及び警戒船の配備位置は、別図－〇のとおりとする。

5 警戒船の性能、設備等

(1)警戒船の性能は、次のとおりとする。

- ① 総トン数
- ② 最高速力
- ③ 長さ
- ④ 幅
- ⑤ 船橋における眼高

(2)警戒船には、次に掲げる設備等を装備する。

- ① 連絡設備
- ② 監視機材
- ③ 注意喚起器材
- ④ 表示器材
- ⑤ その他

6 警戒業務実施要領

6-1 警戒船の業務

警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 工事作業等及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等へ提供すること。
- (2) 工事作業等の関係船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事作業等の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。
- (4) 工事作業等の実施海域内の関連施設及び工事作業等の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと。
- (5) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。
- (6) 工事作業等の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。
- (7) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管理者等へ報告すること。

6-2 基本的留意事項

警戒船の船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を実施すること。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体・機関・機器等の保全並びに警戒業務に必要な研鑽及び各種訓練の実施に努めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた配置表を船内の見えやすい場所に備えつけておくこと。
- (3) 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者等から入手した情報・指示、警戒業務の引継事項、実施概要等を記録すること。

6-3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船の船長は、警戒業務管理者等を通じ、次の情報を入手すること。

- (1) 工事作業等の状況

と。

(5)警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合には、直ちに現場に急行し、配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者等に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成して警戒業務管理者等に提出すること。

- ① 事故の種別
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 事故の概要
- ⑤ 措置の概要
- ⑥ その他参考事項

6-6 移動しながら行われる工事作業等の警戒の要点

(1)警戒船の船長は、原則として工事作業等の関係船舶(以下「被警戒船」という。)等から指示又は要請された位置に船位して、被警戒船と連絡を保ちながら警戒に当たること。

(2)被警戒船等と他船とが危険な見合い関係になるおそれがある場合には、直ちに相手船に近づき、無線、サイレン又は拡声器等適切な手段により、接近してくる船舶に事故防止の協力を求め、危険な見合い関係とならないように努めるとともに、直ちにその状況を被警戒船に連絡すること。

(3)警戒船と被警戒船の間に、他船を割り込ませないよう措置すること。

6-7 警戒船の運航中止基準等

警戒業務管理者等は、気象・海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行うこと。

なお、運航中止基準及び工事中止条件は、次のとおり。

(運航中止基準) (工事中止条件)

- | | | | |
|-------|----|------------|------------|
| (1)風速 | 船名 | 平均〇m/sec以上 | 平均〇m/sec以上 |
| (2)波高 | 船名 | 〇m以上 | 〇m以上 |

6-8 異常気象・海象時の措置

(1)警戒船が気象・海象等の事由により退避する場合の場所は、原則として工事作業等の実施海域付近とし、気象・海象等が回復次第、

警戒を行う区域に復帰すること。

- (2) 警戒業務管理者等が気象・海象等の状況を勘案して待機を命じる場合の待機場所は、その都度指定するが、原則として別図－〇に示す海域とする。
- (3) 警戒船の船長は、荒天のため待機し、及び気象・海象等の回復により復帰したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
- (4) 警戒船の船長は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることのないよう泊地を選定すること。
- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、視界不良等のため、工事作業等の実施海域付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めること。

6-9 警戒船の交替等

- (1) 警戒船の船長は、交替のために基地を出港するときは、その旨を警戒業務管理者等に報告し、必要な指示を受けること。
- (2) 警戒船の船長は、燃料及び清水等の補給若しくは機関故障等のために業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
- (3) 警戒船の船長は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒を行う区域を離れないこと。
- (4) 引継事項は次のとおりとし、これらを確認のうえ、警戒業務記録簿の引継事項欄に記載すること。
 - ① 業務の実施状況及び今後の予定
 - ② 航行船舶の動静
 - ③ 航行援助施設の現状
 - ④ 船体・機関・機器・警戒業務実施上必要な設備・通信設備等の現状
 - ⑤ 燃料及び清水等船用品等の保有状況
 - ⑥ その他警戒業務実施上必要な事項
- (5) 警戒船の船長は、交替して勤務についたときは、その旨を警戒業務管理者等に報告すること。
- (6) 警戒船が勤務を交替して基地に帰投したときには、専従警戒要員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報(別添)に記載し、警戒業務管理者等に提出すること。

7 警戒船の管理運用体制

7-1 警戒業務管理者の職務

警戒業務管理者は、主として次の業務を行うこと。

- (1) 警戒業務全般に係る調整に関すること。
- (2) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- (3) 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安官署との連絡に関すること。
- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業等の内容の周知に関すること。
- (5) 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- (6) その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。

7-2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

7-3 警戒業務の管理

- (1) 警戒業務管理者等は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示すること。
- (2) 前項の運用計画においては、次の事項を明確にすること。
 - ① 警戒船の行動に関すること。
 - ② 燃料及び清水等の補給に関すること。
 - ③ 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
 - ④ 特殊作業等に関すること。
 - ⑤ 乗組員の研修・訓練に関すること。
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者としての職務を行うことができない場合における当該業務の代行者をあらかじめ警戒業務管理補助者の中から指名しておくこと。
- (4) 警戒業務管理者等は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船が行う業務の実施状況を把握できる事務所に自ら勤務する又は代行者を勤務させること。
- (5) 警戒業務管理者等は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織(以下「工事関係者」という。)との連絡を密にし、警

戒船が必要とする情報の提供を受けた場合はそれを警戒船に提供すること。また、警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒を行う区域内で発生した事故に関する情報及び巡回中に発見した工事作業等関連施設の異常に関する情報等を受けた場合は、速やかに人命救助、応急措置等必要な指示をするとともに、工事関係者及び海上保安庁等関係機関へ報告又は通報すること。

- (6)警戒業務管理者等は、警戒船が海難救助に従事する等の緊急事態に長時間対応する場合又は緊急事態の内容により、警戒船全船が人命救助、応急措置等に対応しなければならない場合は、工事作業等に対する警戒船の確保、必要な支援の提供など警戒船全船に関する調整を図ること。

8 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練

- (1)警戒業務管理者等は、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を1つの工事作業等の警戒業務開始前に1回以上実施し、その後、毎月1回以上実施すること。
- (2)警戒業務管理者等は、本工事作業等に類似した他の工事作業等の実施海域内で発生した事故例を調査研究し、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、周知徹底を図ること。

○ 各種申請様式及び作成例

海上保安庁ホームページ

<https://www.kaiho.milt.go.jp/ope/apply/info.html>

○ 「海しる(海洋状況表示システム)」

<https://www.msil.go.jp/portal/apps/sites/#/msil-o-top>

○ 水路測量許可等に関する問い合わせ

第九管区海上保安本部海洋情報部監理課

代表番号 025-285-0118

水路業務法に係る各種申請様式

海上保安庁ホームページ

<https://www1.kaiho.milt.go.jp/KAN9/kouzi/Kyoka.html>

○ 水路測量制度の概要

・水路測量(水路業務法第2条)

水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいいます。

このような測量を実施しようとする場合には、水路測量許可申請または業務委託申込みが必要となることがあります。

・水路測量許可申請(水路業務法第6条)

水路測量の費用の一部又は全部を国または地方公共団体が負担又は補助する場合には、水路測量許可申請が必要です。

提出期限は、作業を開始する1か月前を原則としています。

・海上工事等の海上保安庁長官への通報(水路業務法第19条第1項)

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければなりません。

海域別の工事例

(1) 港湾の修築の工事

- ① 海図に表現されている岸線の形状に変化を与える岸壁、防波堤、離岸堤等の港湾施設の築造、改良及び撤去工事
- ② 海図に表現されている水深に変化を与える潜堤、ケーソン仮置場の築造及び撤去工事、泊地の埋立又は掘下げ等の工事
- ③ 港湾の水域内で交通及び錨泊の障害となる恐れのある海底管及び海上管、海底線の設置工事

(2) その他海岸線に重大な変化を生じる工事

- ① 海面に現出する離岸堤、導流堤、波除堤、導水堤、突堤、護岸等の築造、改良及び撤去工事、埋立工事
- ② 海面下における水深の変化を伴う潜堤の築造、改良及び撤去工事、覆砂工事、海底波高計及び海底線の設置工事

・業務委託申込み(水路業務法第26条)

民間企業が独自に行う水路測量の成果を、海図に取り入れるために海上保安庁職員の立会いを求める手続きです。

立会い時に海上保安庁職員が必要な指導・助言を行います。

業務委託申込には、周知期間を含め40日程度の日数がかかります。